

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階
環境配慮書に対する徳島県環境影響評価審査会意見

1 総論

本事業は、徳島市東沖洲に位置する工業地域において、一般廃棄物中間処理施設を整備するものである。

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、工業地域であり、既に地形改変が行われているところであるが、施設の稼働に伴う排出ガスの発生や大規模な施設の設置等により、想定区域及びその周辺地域において、大気環境や景観等へ影響を与える可能性があるため、配慮が必要である。

そのため、本事業に係る環境影響評価方法書以降の手続きを行う際には、現地調査を含め、必要な情報の収集・把握を行うとともに、専門家等からの助言を得ながら、環境への負荷が最大限回避又は低減されるよう最新の科学的知見に基づき適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、想定区域は、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震による影響が強く懸念されることから、設備の設計の際には、地震、津波等による影響についても可能な限り配慮した事業計画とすること。

さらに、大規模な開発を伴う事業の実施に当たっては、地域住民のほか地元関係者の理解が不可欠であることから、今後、環境影響評価手続を通じ、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容について、丁寧かつわかりやすい説明を行い、地域との合意形成を図ること。

2 各論

(1) 大気環境に対する影響

施設の稼働に伴う大気質への影響予測は、想定区域の地形の特徴及び気象条件を十分に調査し、適切に予測及び評価を行うこと。

また、施設やごみ収集車からの騒音、振動及び悪臭について、地元関係者や学校施設等への影響を考慮し、可能な限り抑制すること。

(2) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

施設の配置を検討するに当たっては、煙突、建物等の配置・構造について、季節的な変化や沿道からの眺望を考慮し、周辺の自然や公共施設を利用する人に配慮した上で適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 温室効果ガスによる影響

発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とし、施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に努めること。

3 その他

(1) 災害による影響について

想定区域は、今後、発生が予測される南海トラフ巨大地震による影響が強く懸念されることから、設備の設計の際には、地震、津波等による影響へ可能な限り配慮するとともに、災害廃棄物の適切な処理についても対応可能な事業計画とすること。

(2) 地域住民等との合意形成について

大規模な開発を伴う事業の実施に当たっては、地域住民のほか地元関係者の理解が不可欠であることから、今後、環境影響評価手続を通じ、地域住民との信頼関係の構築に努め、事業の内容について、丁寧かつわかりやすい説明を行い、地域との合意形成を図ること。